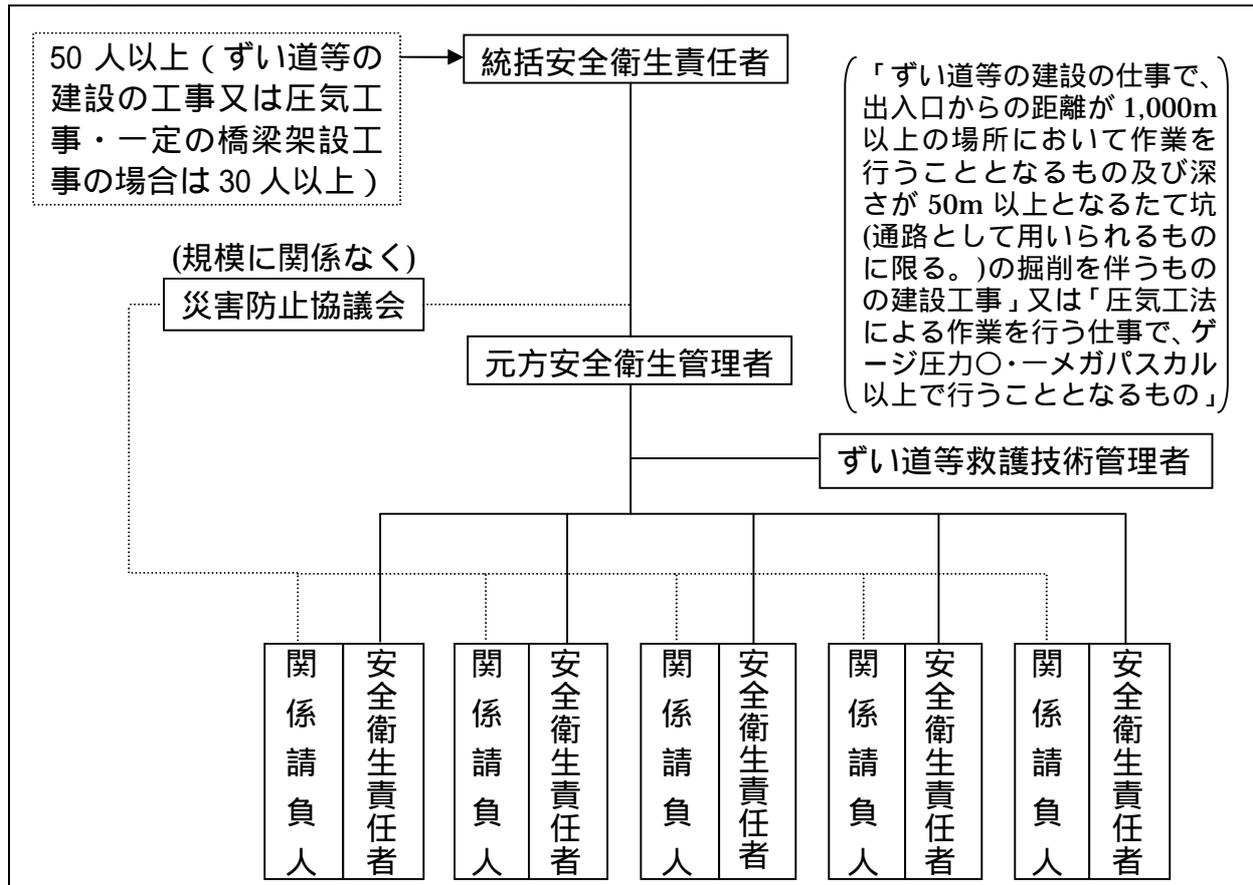
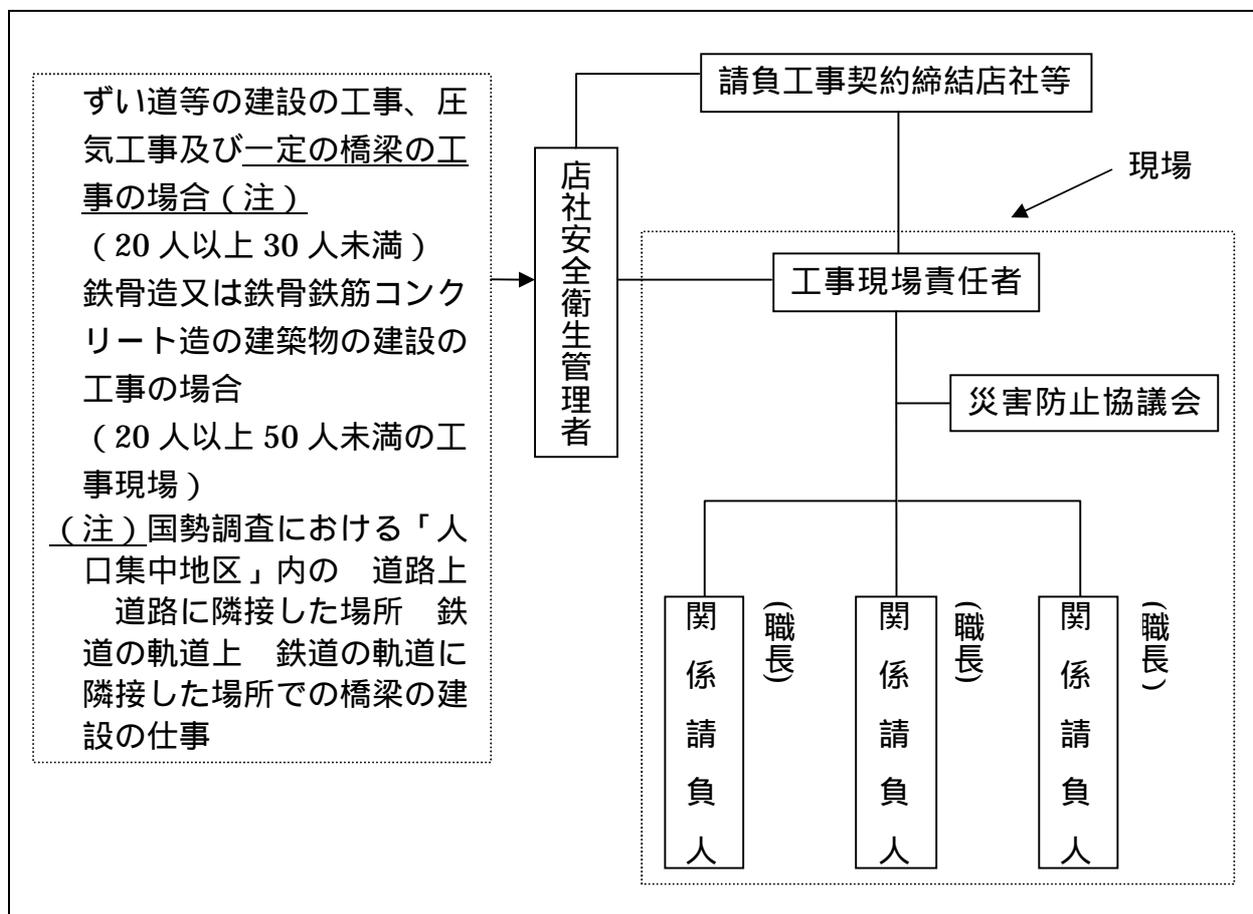


建設現場の安全衛生管理体制

建設の現場における統括安全衛生管理体制



建設の小規模現場における統括安全衛生管理体制



建設現場の元方事業者及び関係請負人

<p style="text-align: center;">管理者等</p> <hr/> <p style="text-align: center;">統括安全衛生責任者</p> <p style="text-align: center;"> { 法 15 法 30 令 7 則 18 の 2 法 25 の 2 } </p>	<p>[適用範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の場所で、元請・協力業者（重層下請業者の末端までを含む） 合わせて常時 50 人以上の労働者が混在する現場 ・ ずい道等の建設の仕事、圧気工法により作業を行う仕事、一定の場所での橋梁の建設等（作業現場が狭いこと等により安全な作業の遂行が損なわれるおそれのある場所として、厚労省で定める場所において行われるものに限る）で常時 30 人以上 <p>[資格条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該場所においてその事業を統括管理する者（作業所長等） <p>[職務内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定元方事業者の講ずべき次の事項に関する統括管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議組織の設置、運営 ・ 作業間の連絡調整 ・ 作業場所の巡視 ・ 安全衛生教育の指導、援助 ・ 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画の作成 ・ その他必要事項 ○ 元方安全衛生管理者の指揮 ○ 法 25 の 2 第一項各号の救護に関する措置の統括管理及び技術的事項を管理する者の指揮
<p style="text-align: center;">元方安全衛生管理者</p> <p style="text-align: center;"> { 法 15 の 2 則 18 の 2 18 の 3 18 の 4 18 の 5 } </p>	<p>[適用範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上（統括安全衛生責任者を選任した事業場） <p>[資格条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学、高専の理科系の卒業後 3 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務経験を有する者 ・ 高校の理科系を卒業後 5 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務を有する者 ・ その他 <p>[職務内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括安全衛生責任者の指揮のもとに、特定元方事業者の講ずべき措置に関する技術的事項の管理

店社安全衛生管理者

〔 法 15 の 3
 則 18 の 2
 18 の 7
 18 の 8 〕

[適用範囲]

- ・労働者数が常時 20 人以上 50 人未満の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事
 - ・労働者数が常時 20 人以上 30 人未満のずい道等の建設の仕事、圧気工法により作業を行う仕事、一定の場所での橋梁の建設工事
- なおこれらの工事で、安衛法に基づく統責者及び元方安全衛生管理者を選任し、その職務を行わせている場合には、店社安全衛生管理者の選任は必要ない

[資格条件]

- ・大学又は高等専門学校を卒業した者でその後 3 年以上建設工事における安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ・高等学校を卒業した者でその後 5 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ・8 年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者

[職務内容]

- ・現場の統括安全衛生管理を担当する者に対する指導を行うこと
- ・現場を毎月 1 回以上巡視すること
- ・現場において行われる作業の種類その他作業の実施の状況を把握すること
- ・現場の協議組織に随時参加すること
- ・仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の設置に関する計画の措置状況を確認すること

救護技術管理者

〔 法 25 の 2
 法 30 の 3
 令 9 の 2
 則 24 の 7
 24 の 8 〕

[適用範囲]

- ・ずい道等の建設の仕事で、出入口から 1,000m 以上の場所で作業することとなるもの及び深さ 50m 以上となるたて坑の掘削を行うもの
- ・ゲージ圧力 0.1MPa 以上で行う圧気工事

[資格条件]

- ・ずい道等建設の仕事に 3 年以上従事した経験を有する者で厚生労働大臣の定める研修の修了者
- ・圧気工法の仕事に 3 年以上従事した経験を有する者で厚生労働大臣の定める研修の修了者

[職務内容]

- ・次の措置について技術的事項の管理
労働者の救護に関し必要な機械等の備え付け及び管理
労働者の救護についての訓練の実施

<p style="text-align: center;">安全衛生責任者</p> <p style="text-align: center;">〔 法 16 〕 〔 令 3 〕 〔 則 19 〕</p>	<p>[適用範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括安全衛生責任者を選任すべき現場において仕事を行う関係請負人 なお関係請負人とは特定元方事業者以外のすべての請負人 <p>[資格条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係請負人ごとに当該事業場の労働者を統括する者 ・ 職長・安全衛生責任者等教育修了者 <p>[職務内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括安全衛生責任者との連絡 ・ 統括安全衛生責任者からの連絡事項の実施について関係者への連絡 ・ 統括安全衛生責任者からの連絡事項の実施についての管理 ・ 請負人が作成する作業計画等と特定元方事業者に係る施工計画（法 30 条 1 項 5 号）との調整（則 638 の 2～4） ・ 混在作業による危険の有無の確認 ・ 後次の請負人の安全衛生責任者との連絡調整
<p style="text-align: center;">職 長</p> <p style="text-align: center;">〔 法 60 〕 〔 令 19 〕 〔 則 40 〕</p>	<p>[適用範囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業等の業種において<u>作業中の労働者を直接指揮又は監督する者</u> <p>[資格条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職長・安全衛生責任者等教育を修了した者 <p>[職務内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業方法の決定及び作業者の配置 ・ 作業進行状況の監督と指導 ・ 作業設備及び作業場所の点検、保守管理 ・ 異常時、災害発生時における措置 ・ 作業者の安全意識の高揚 ・ 作業方法の改善（作業員から作業方法、設備等の改善などの創意工夫を引出す） ・ 危険性又は有害性等の調査等の実施 ・ その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関すること